

## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	損害保険会社等の火災保険等に係る異常危険準備金の積立額の損金算入	
2	租税特別措置等の内容	<p>損害保険会社等が、各事業年度において、責任準備金の積立てにあたり、火災保険等の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入保険料の 4%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立額について損金算入が可能（ただし、無税積立残高が当該年度の正味収入保険料の 30%を越えた場合には、無税積立率は 2%）。</p> <p>異常災害損失（保険の種類ごとに、支払保険金の総額が正味収入保険料の総額の 50%を超える場合における、当該超過額に対応する損失）が生じた場合には、当該損失の額に相当する額の準備金を取り崩して益金に算入。</p> <p>積立後 10 年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入保険料の 30%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る）。</p>	
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課保険企画室	
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度創設 昭和 28 年度</li> <li>無税積立率の変遷 昭和 28 年度：10%、昭和 32 年度：7%、昭和 51 年度：6%、昭和 53 年度：5%、昭和 54 年度：4.5%、昭和 55 年度：3.5%、昭和 57 年度：3%、昭和 59 年度：2%、平成 8 年度：3%、平成 17 年度：4%、平成 22 年度：4%（残高率 30%超の場合は 2%）</li> <li>洗替保証率の変遷 昭和 28 年度：100%（累積限度額）、昭和 35 年度：50%、昭和 51 年度：47%、昭和 52 年度：44%、昭和 53 年度：41%、昭和 54 年度：38%、昭和 55 年度：35%、平成 8 年度：34%、平成 14 年度：32%、平成 15 年度：30%</li> </ul>	
6	適用期間	3 年間（無税積立率を 2%とする措置については恒久措置）	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 損害保険会社等の経営の健全性を確保すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 保険会社等は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。（保険業法第 116 条等）</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 損害保険会社等が、巨大災害発生時においても保険金の支払を円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 損害保険会社等における異常危険準備金積立残高等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 損害保険会社等の経営の健全性を確保するためには、巨大災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができる必要がある。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	33 法人
		② 減収額	16,707 百万円(平成 21 年度) ※新法ベースでは 16,527 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 17～21 年度)</p> <p>※以下のデータは、日本損害保険協会加盟 19 社のもの</p> <p>平成 21 年度末の異常危険準備金積立残高(有税分及び無税分の合計)は、17,807 億円(正味収入保険料の 102.8%)となり、無税積立率が 4%に引き上げられる直前の平成 16 年度末(積立残高 11,446 億円、正味収入保険料の 67.2%)と比較すれば、政策目的の達成に向けて着実な積立ての進捗がみられる。</p> <p>ただし、経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高は、27,720 億円(正味収入保険料の 160%)であり、平成 21 年度末の残高の実績と比較すると、更に約 1 兆円の積立てを要することから、引き続き、積立てを進捗させていくことが必要な状況にある(資料 P2 参照)。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:昭和 59 年度～平成 21 年度)</p> <p>過去、無税積立率が 2%(昭和 59～平成 7 年度)ないし 3%(平成 8～16 年度)であった時期においては、異常災害の発生の多寡等に応じて年度により変動はあったものの、異常危険準備金の積立残高(正味収入保険料対比)は、概ね横ばいないし微増に止まっていた。</p> <p>他方、無税積立率が 4%となった平成 17 年度以降は、上記の通り、異常危険準備金の積立ては、これまでのところ着実に進捗してきている(資料 P2 参照)。</p> <p>なお、洗替保証率(30%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。現行制度の 30%は、分析期間中における最大規模の異常災害損失をカバーし得る水準であること等から、現時点において特段支障は生じていないが、今後引き続き異常災害の発生状況等を注視していく必要がある。</p> <p>また、正味損害率(※)(50%)を超える損害を異常災害損失として取崩し基準としていることについては、分析対象期間中の平均正味損害率が 47.1%となっており、概ね妥当なものと考えられる(資料 P4 参照)。</p> <p>※ 正味損害率=正味支払保険金÷正味収入保険料</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和 59 年度～平成 21 年度)</p> <p>上記の通り、損害保険会社等の異常危険準備金の積立ては、無税積立率が 4%となって以降、着実に進捗し、経営の健全性の確保に寄与してきている。</p> <p>また、本措置は、(異常災害の発生や 10 年経過時の洗替えにより取崩しが行われることから、)課税の繰延効果があるに過ぎないことも踏まえれば、無税積立による一時的な税収減は是認されるべきものと考えられる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	異常危険準備金については、保険業法に基づき、各事業年度の積立に係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立を行なっていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な保険金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—